

地域生活支援拠点等整備の検討について

地域生活支援拠点等整備の検討について

1 国の基本指針の改正内容

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成 25 年 10 月 11 日 障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備の方向性が定められた。

2 「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」の概要

◆ 地域における居住支援のための機能強化について

(1) 検討課題

「障がい者の重度化・高齢化や『親亡き後』を見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住支援等の在り方について、どう考えるか」

(2) 地域レベルでの取組

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

- ・ GH併設型
- ・ 単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に位置付け、整備を計画的に推進する。

(3) 地域における居住支援のための機能

国の基本指針にそのまま引き継がれている。(後掲)

3 国の基本指針の内容

(1) 地域生活支援の拠点等整備に当たって求められる機能

（「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」の内容を踏襲）

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）

- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

※コーディネーター

（地域相談支援、地域生活支援事業の活用等）

(2) 地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

第 4 期市障害福祉計画に「平成 29 年度末までに、本市において、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することをめざします。」と位置付けている。）

① 地域生活支援拠点

各地域内で(1)の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を行う。）

【地域生活支援拠点の機能の内訳】

類型	居住支援機能	地域支援機能	付加機能
グループホーム整備型	グループホーム	○コーディネーター ○ショートステイ	○相談（地域移行、親元からの自立等） ○体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等） ○緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
障害者支援施設整備型	障害者支援施設		○専門性（人材の確保・養成、連携等） ○地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

② 面的な体制

地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

なお、面的な整備としての機能には、上記地域生活支援拠点の機能のほか、次のような機能が想定される。

面的整備としての機能	想定される社会資源等
居住支援機能	・親との同居、単身世帯、グループホーム、障害者支援施設
地域支援機能	・緊急時の人的支援、様々な資源のコーディネーター（コーディネーター、ショートステイ）
相談支援機能	・相談支援事業所 等
24時間の相談受付 緊急時等の受入	・訪問看護、居宅介護（医療対応）、 ・短期入所事業所、GH体験入居 ・シェルター（虐待等の対応）
高齢化に対応した日中活動の場	・生活介護・就労系事業 ・日中一時支援事業所 ・地域活動支援センター等

(3) 地域生活支援拠点等の整備（市町村障害福祉計画の作成に関する事項）

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの有無等各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。当該検討に当たっては、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

(4) その他

次の2点の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択されることが検討されている。

- ア 安心生活支援事業（地域生活支援事業）によるコーディネート
- イ 地域定着支援

4 国の動向

国において、平成 27 年度に地域支援のための拠点の整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことを目的にモデル事業を 9 市区で実施。(平成 28 年 8 月 26 日公表)

栃木県(栃木市・佐野市)、千葉県(野田市)、東京都(大田区・八王子市)、新潟県(上越市)、京都府(京都市)、山口県(宇部市)、大分県(大分市)

5 地域生活支援部会における検討状況

地域生活支援部会において、地域生活支援拠点等の整備等の検討にあたり、障がい当事者及び支援者を対象にニーズ把握のためのアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ、課題等について取りまとめを行った。

(1) 方針

項目	課題等
整備方針 (多機能拠点か面的か)	○緊急性への対応などを想定した場合、いわき市の広域性へ馴染むのは、面的な体制の構築であると考える。 ○一挙にすべての機能について整備を進めるのは困難であるため、特にニーズの高いと思われる機能について優先的に協議を進めるべきと考える。
整備にかかる諸課題 (多機能…運営法人選定、面的…連携の強化策…等)	○法人の異なる多くの事業所が、連携を図っていくための体制づくりが課題となる。 ○社会資源に偏りがある現状では、面的な体制を構築しても、全ての地域に安定したサービス提供を行うことは困難である。 ○ハード面(施設や GH の建設など)の課題よりも、ソフト面(人材不足、スーパーバイズなど)の強化が求められる。

(2) 具備すべき機能

項目 (国の指針)		課題等
1. 緊急時の受け入れ・対応	課題・ニーズ (不足している社会資源等)	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所施設のニーズ。(当事者アンケート結果) ○緊急性への「備え」のニーズ ○緊急のケース発生時の空き状況の把握のニーズ
	解決策等 (課題解決の方策、対処の方法等)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時に介護保険の施設活用が可能になる、受入れ枠拡大の仕組みづくり(指定入所指定基準の緩和措置など) ○復興支援住宅を活用したグループホームの拡充 ○相談員、施設職員、世話人等の人材の確保、育成のための研修会の実施 ○地域生活支援事業等で、緊急時受入れに特化した事業を創設
2. 体験の機会・場の確保	課題・ニーズ (不足している社会資源等)	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域での生活」を体験する場：GHのニーズ。 ○「独り暮らし」を体験する場：サテライトGH。 ○生活の訓練としての「宿泊型自立訓練」の在り方。
	解決策等 (課題解決の方策、対処の方法等)	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームと入所施設の中間的機能の開発。 ○親離れ、子離れをバックアップする体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定の有無に関わらず気軽に体験 ・宿泊機能を備えた施設の協力による場の提供 ・サテライト型グループホームの拡充
3. 相談機能	課題・ニーズ (不足している社会資源等)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の確保と汎用性の確保のバランス。(スペシャリストとゼネラリスト) ・社会資源の不足の中での、相談員への負担の軽減。 ・困難ケースへのチーム対応時の調整を担う機関。
	解決策等 (課題解決の方策、対処の方法等)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の垣根を取り払ったワンストップ窓口の設置 ○基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備、強化 ○相談支援事業所の24時間365日対応の拡充

4. 専門的人材の確保・養成	課題・ニーズ (現状の問題、 困難な点等)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所間の意見交換、交流の場の提供。 ○スーパーバイザーの養成。 ○人材の確保→育成→定着のスパイラルづくり。 ○医療機関や介護保険との情報共有の場の確保。
	解決策等 (課題解決の方策、 対処の方法等)	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等、職種別の意見交換会 ・医療従事者への「障がい」への理解促進を図る研修 ・介護保険と障がいの隙間やリンクする部分を埋めるための研修会 ○研修会等の定期開催
5. 地域の体制づくり	課題・ニーズ (現状の問題、 困難な点等)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民で支えるための啓発活動等 ○自立支援協議会の体制の再構築、有効活用 ○体制づくり、コーディネートの核となる機関 ○地域包括ケアシステムとの連携
	解決策等 (課題解決の方策、 対処の方法等)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉に関する情報公開、啓発の場の拡大 ○障がいの有無に関わらず交流できる場の確保 ○既存のインフォーマルサービスの活用、地域住民の協力によるインフォーマルサービスの体制構築 ○地域住民や各職種への説明会や研修会、定期集会等の実施
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○富山型デイサービスなどを参考とした、障がい児、障がい者、介護保険等、複合的なサービス事業所設置の推進 ○目の前の支援だけでなく、当事者の生活連続性を包括的にとらえた支援の必要性をどう具現化していくか <ul style="list-style-type: none"> ・横断的な相談体制 ・事業所の受入れ体制 等 ○広域であるいわき市における、事業所の垣根を超えた、通所の送迎体制の整備

※アンケート結果については、別紙参照。

6 本市における地域生活支援拠点等整備に係る協議のポイント

国のモデル事業の実施状況を見ると、「面的整備」又は「面的整備と多機能拠点整備型の複合」による整備が多くなっており、地域生活支援部会での検討状況も踏まえると、本市の広域性等から多機能拠点整備型単独での整備は現実的ではないと考えられる。

このため、本市において「面的整備」又は「面的整備と多機能拠点整備型の複合」での整備を考えた場合、部会での検討状況も踏まえ、次の事項の協議が必要と考えられる。

- (1) 本市における整備は1箇所でのよいのか。
 - ・本市の広域性を踏まえると、1箇所ですべてをカバーして対応することは可能か。
 - ・利用者の利便性等を考えると、複数箇所の整備が必要ではないか。

- (2) 「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」は、本市においてどのような機能が必要で、どのように整備すべきか。
 - ・緊急時の短期入所やグループホームの体験等について、既存の施設、事業所により対応する方法はどのようなものが考えられるか。
 - ・新たな施設整備により、これら機能を有した整備を図る必要があるか。

- (3) 「相談支援機能」、「地域支援機能」について、現在の本市の相談支援体制の中で、不足等している機能はどのようなものか。
 - ・平成29年度に予定している相談支援体制の見直しの中で、更に充実を図ることで対応できないか。

- (4) 「24時間の相談受付」とは、どのような機能が必要なのか。
 - ・24時間対応が必要なニーズはどのようなものがあるのか。
 - ・そのようなニーズに対応するためには、どのような機能が必要なのか。

- (5) 上記のほか、地域生活支援にあたり、本市においてどのような機能を付加する必要があるか。

◆ 地域生活支援拠点等の具体的なイメージ（国資料による）

（参考資料8）地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



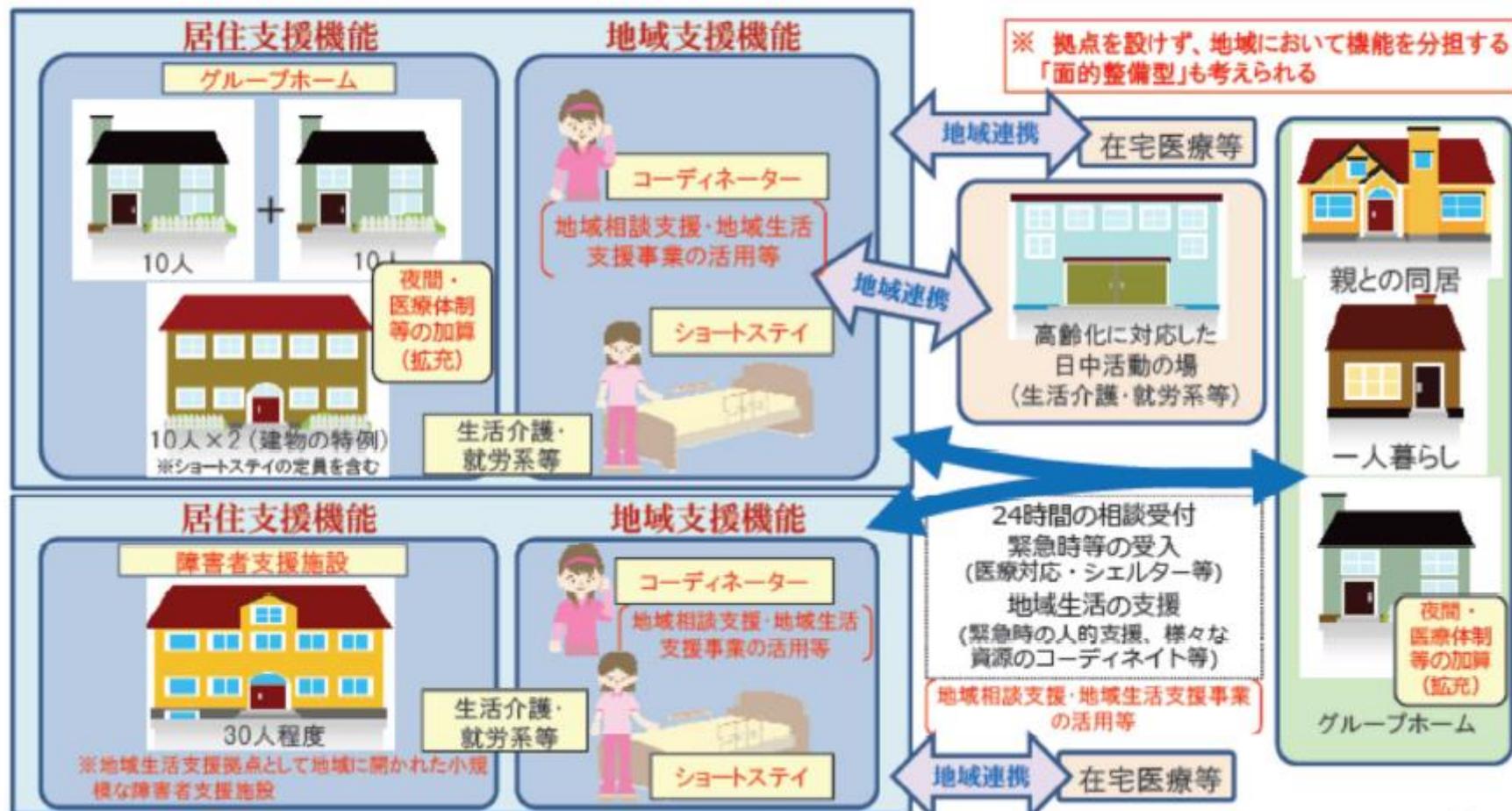
1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討